

奈良県告示第四百五十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成二十七年二月二十四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

| 医師の氏名 | 医療機関の名称             | 医療機関の所在地          | 診療科目            | 辞退年月日         |
|-------|---------------------|-------------------|-----------------|---------------|
| 鹿谷 安明 | 医療法人和幸会阪奈中央病院       | 生駒市俵口町七四一         | 眼科（視覚）          | 平成二十四年三月三十一日  |
| 奥村 壽  | 医療法人奈良愛心会筒井クリニク     | 大和郡山市筒井町九三九一六     | 整形外科（肢体不自由）     | 平成二十四年十一月三十日  |
| 増田 彰夫 | 医療法人和幸会阪奈中央病院       | 生駒市俵口町七四一         | 整形外科（肢体不自由）     | 平成二十五年三月三十一日  |
| 金子 佳照 | 地方独立行政法人奈良県西和医療センター | 生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号 | 泌尿器科（腎臓、膀胱及び直腸） | 平成二十六年十二月三十一日 |